

**島根県監査委員公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月26日

島根県監査委員	生	越	俊	一
同	岩	田	浩	岳
同	大	國	羊	一
同	後	藤		勇

平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>I 総括</b></p> <p>(1) 団体に対する意見</p> <p>① 専門的知識等の習得・継承ができる体制の整備や研修機会の確保等を通じた職員の育成について</p> <p><b>【出資団体】</b></p> <p>出資法人等は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、民間の経営ノウハウ等を活かしながら公共的な事業を実施することを目的として設置された団体である。</p> <p>昨今の出資法人等を取り巻く環境は、公益法人制度改革や労働法制をはじめとした各種の制度改革などにより変化しており、出資目的に沿った事業の推進はもとより、一事業主として組織運営の面でも、様々な対応が求められてきている。</p> <p>今回の監査では、団体の運営にあたり人材の確保や育成に努めているものの、団体設立時から在籍している専門職員の退職により、事業を継続的に実施していくためのノウハウの継承が課題となっている団体、専門職員の資質向上のための取組みを実施する余裕のない団体、また、少人数の職場において、産前産後休暇・育児休暇、私傷病休暇等取得時の代替職員の確保など組織体制の維持に不安を抱えている団体などがあった。</p> <p>については、各団体においては、限られた組織体制の中ではあるが、団体の設立目的と社会情勢や県民ニーズに対応した運営がなされるよう、若手職員が専門的知識やノウハウを習得し、人的ネットワークをスムーズに継承できる体制を整備するとともに、各種研修機会の確保や研修に参加しやすい職場環境づくりを進め、団体の継続的な運営を担っていく職員の育成に努められたい。</p>	<p>① 専門的知識等の習得・継承ができる体制の整備や研修機会の確保等を通じた職員の育成について</p> <p>((公財)ふるさと島根定住財団)</p> <p>平成30年3月に策定した「私たちの credo」(当財団が目指すスローガンや意識・姿勢を明確にしたもの)を基に、各職制で求められる役割、資質等を定め、職員それぞれが職務を全うできるよう研修を実施した。通常業務の中においても、上司等による指導・育成(OJT)に努める。</p> <p>職員の専門知識や最新の知見を修得するため、島根県や(一社)移住・交流推進機構への派遣研修を実施してきた。また、職員の職務に必要なスキル習得のため、外部の研修会への参加も引き続き積極的に実施していく。</p> <p>((公財)しまね女性センター)</p> <p>団体設立時からの在籍職員を定年退職後も継続雇用することで、事業継続に必要なノウハウの承継を進めたり、新規採用職員に対しても、1年目は専門的知識を蓄える期間として、図書等の紹介に加え、研修等にも積極的に参加できるようにしている。</p> <p>また、先輩職員が行う研修等へ若手職員が参加しスキルアップを図るなど、OJTによる研修機会も確保している。</p> <p>今後も引き続き、安定的な組織運営を行える体制づくりや、研修機会確保など職員育成のための職場環境づくりに努める。</p> <p>((公財)しまね国際センター)</p> <p>若手職員の育成については、これまでJICA草の根協力事業によるブラジルへの派遣や、全国市町村国際文化研修所への派遣などを通じて、視野の拡大や人材育成に努めてきた。</p> <p>また、今年4月に発生した島根県西部を震源とする地震では、若手職員を災害ボランティアセン</p>

ターの運営スタッフとして派遣し、外国人住民への支援を実施する機会を設けた。

現場のニーズを的確に把握し、課題への適切な対応ができるよう、外国人住民の現状に触れる機会の創出や、各種外部研修会への参加を通じ、今後も人材育成に努める。

((公財)島根県環境管理センター)

毎年、外部研修受講の機会を設けて職員の資質向上を図っており、業務に必要な資格は複数名の職員に取得させるなど、円滑な業務遂行が可能となるよう努めている。

また、職員全員が共通認識を持って業務にあたるため、内部研修はもとより、様々な協議や打合せなど職場全体で行い、情報共有を図っている。

さらに、これまで有期雇用としていた嘱託職員を無期雇用とすることで安定的な人材確保に努め、培った知識などを継承しやすい環境づくりを行っている。

組織体制においても、限られた人材を活用しノウハウを共有するため、部署間の兼務体制を整備し、業務に支障をきたすことなく休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めている。

((公社)島根県林業公社)

団体設立時から在籍している専門職員等の退職により、若手職員や中堅職員を主体に業務運営にあたっている。

分収造林事業の推進に加え、多様なニーズへの対応が求められており、組織運営の円滑化と専門的知識の向上を図るうえで、職員の育成は最重要課題である。

このため、公社内での全体ミーティングや課内報連相会議の適時適切な開催により、人的ネットワークのスムーズな継承に努めるとともに、OJTによるノウハウ習得や、計画的な各種の研修参加や資格取得の機会確保を図っている。

((公財)島根県建設技術センター)

当センターの事業として実施している各種研修会に、職員に対しても積極的な受講を勧め、専門的

## ② 内部統制の充実について

業務量の増大や業務の複雑化が進む中で、違法行為、不正、ミスなどの不適正な事務処理が発生しないよう、組織自らが自律的に管理統制を行い、法令や所定の基準、手続き等に基づいて、業務の健全かつ効率的な運営を確保する取組み（内部統制）が求められている。

このため、今回の監査では、この内部統制の仕組みや機能を紹介しながら、各団体における管理体制の確認を行った。

多くの団体では、不適正な情報管理が行われる可能性や不適正な現金の出納・保管が行われる可能性があることなどを認識し、様々な対策を講じるとともに、研修や会議等の場を通じて情報共有が図られていた。

具体的には、情報管理においては個人情報保護規程の整備や情報セキュリティ対策が実施されていた。また、現金の出納・保管においては金庫の鍵の管理徹底、口座振込時における複数確認、稟議の実施等会計事務処理に係る基本的手続きの徹底が行われていた。中には、これらの事務に係るチェックリストやマニュアルを作成している団体もあった。

一方で、一部の団体では、不適正な事務処理が発生するリスクはないとして特に対策を講じていない、あるいは、こうしたリスクは認識しているものの、それらの回避策や情報共有が不十分なところもあった。

については、各団体においては、業務上のリスクについて認識し情報共有を図るとともに、その回避策や対処法を具体的に検討した上で、できることから取り組まれない。

知識の習得を図るなど、職員の資質向上に取り組んでいく。

## （(公財)島根県暴力追放県民センター）

センターの業務の特殊性から、常勤である専務理事（事務局長）と職員2名のうち1名は、歴代警察OBを採用しており、ノウハウの継承がスムーズに行われている。

## ② 内部統制の充実について

### （公立大学法人島根県立大学）

業務上のリスクを常に認識できるよう、内部監査として、会計監査、業務監査、研究費に関する監査、情報セキュリティに関する監査を毎年度実施しつつ、会計監査人による監査を受け、業務運営の適正さを確保している。

また、内部統制に関する教職員向けの研修の実施など、情報共有に努めている。

### （(一社)島根県私学教育振興会）

引き続き、職員間の情報共有やチェック機能を徹底させ、リスク排除を図る。

インターネットバンキングの活用を高めながら、手持ち現金を極力排するようにする。

### （(公財)ふるさと島根定住財団）

県内就職やUIターン支援を主な業務としている性格上、多くの個人情報を保有・管理しているため、個人情報保護規程に基づく「個人情報管理マニュアル」を定め、定期的に研修を実施している。個人情報の適正な管理は財団業務の生命線であることを認識し、今後も細心の注意を払い、事業実施に努める。

また、適正な会計事務処理を行うため、「契約の手引き」を策定し、職員に周知を行っている。島根県から指導、アドバイスも受けながら、今後も職員教育に努める。

### （(公社)島根県トラック協会）

各種事業の実施については、役職に関係なく「事業の実施稟議」をすべての職員が内容確認を行い

また、既に取り組んでいる団体については、回避策や対処法の不断の見直しを行い、業務運営の適正さを引き続き確保されたい。

検印し、違法行為、不正、ミス等がないか、内部統制に努めている。

会計処理についても、各種事業の実施と同じく役職に関係なく「支出稟議」をすべての職員が内容確認（振込金額と引出金額の確認等）を行い検印し、違法行為、不正、ミス等がないか、内部統制に努めている。

また、現金の保管については、会計別に10万円を限度としており、現金の不正入手にならないよう努めている。

さらに、銀行印を専務理事（業務執行役員）が管理し、預金通帳を事務局長が管理することで、不正な預金の引出しを防いでいる。

情報管理について、個人情報管理規程、情報公開規程を整備しているほか、倫理規定、コンプライアンス規程、公益通報者保護に関する規程、リスク管理規程を整備し、適正な運営に努めている。

#### ((公財)しまね女性センター)

現金の出納・保管等の会計事務は複数の担当職員で確認を行っており、現金等が保管されている金庫の鍵は別の職員が保管するなど管理体制も徹底している。

また、個人情報の保護に関する規定を策定し、規定に沿って個人情報の取扱いに係るリスク管理を行っている。

さらに、定期的なミーティングを行い、実際にあったトラブル案件の紹介や対応策について協議し、リスク回避対策にも努めている。

今後も、定期的に情報共有するとともに、事務処理等の見直しを図るなど、財団運営の適正さを確保していく。

#### ((公財)しまね国際センター)

資産運用規程、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、個人情報の保護に関する規程、会計処理規程、就業規則など必要な規定を整備し、これに則って運営している。

業務の円滑な推進のため、小口現金を保有しているが、金庫の鍵は厳重に管理し、終業時間前に毎日、残高を確認している。

会計事務については、税理士事務所と委託契約を結び、仕分けのチェックや現金・預金の照合など毎月、経理指導を受けている。

課長級職員の内部統制に対する理解を深め、組織としての内部統制を強化するため、今後は内部統制の研修等にも参加させていく予定である。

(公財)島根県環境管理センター)

現金と金券、預金通帳を保管するため別々の金庫を設け、金庫の鍵を担当者以外の管理職職員が保管するなど管理体制を徹底している。

情報管理については、特定個人情報取扱規程を策定し、個人番号の取扱いに係るマニュアルに沿ってリスク管理を行っている。

また、常勤役員及び職員が定期的に情報共有を行う機会を設け、業務上のケーススタディやリスクマネジメントの意識づけの場とするなど、リスク回避対策に努めている。

今後も定期的な情報共有や事務処理等の見直しにより、財団運営の適正さを確保していく。

(島根県歯科技術専門学校)

不適正な情報管理や現金の出納・保管が行われる可能性について認識し、各種研修や会議の場を通じて情報共有を図っている。

今後も職員一人一人の意識向上に努め、適正な業務運営に努めていく。

(一社)しまね縁結びサポートセンター)

情報管理については、個人情報保護に関する指針及び規程を整備、個人情報が記載された書類等は鍵付きの倉庫に保管している。

会計事務については、会計事務所と委託契約を結び、財務会計や税務に関する指導を受けつつ業務を行っている。

現金の出納は常に複数人で確認をし、保管についても、現金等は二重に鍵がかかる場所に、また印鑑は別の場所に管理している。

今後も引き続き業務運営を適正に行えるよう、取り組んでいきたい。

((公財)しまね農業振興公社)

就業規則を改正し、職員の守秘義務、職場環境の適正化、職員のハラスメント行為の禁止の規定を追加している。

また、グループウェアを導入し、県内各地に駐在する職員の日々の業務上発生する問題等について、組織内共有を迅速に行うことができるようにした。

農地中間管理事業においては、外部委員による評価委員会を設置し、業務の適正な運営に関して、意見をいただいている。

今後も業務上のリスクについて、組織内で情報共有を図るとともに、対策を講じることにより、適正な業務運営を確保していく。

((公社)島根県野菜価格安定基金協会)

通帳、印鑑は施錠できる別々のロッカーに保管し、鍵は管理者が管理している。通帳、証書の出納は、伝票起票し管理者の確認のうえ行っている。月次決算帳票を作成し、通帳との残高確認等を行っている。

経理については会計事務所と契約しており、システムや経理について監修を受けている。

今後は、リスク管理、情報セキュリティに関する関係団体等の研修会等に参加し、業務運営の適正に努める。

((公社)島根県林業公社)

日頃から職員間での相互チェックの徹底により現金・預金残高を確認し、現金事故の防止を図っているほか、公認会計士による外部監査を年4回受けている。

情報管理については、個人情報保護要綱等に基づき適切な運用に努めている。また、職員用PCはインターネット接続ができない仕組みにするなど、情報セキュリティ対策を講じている。

業務上のリスクは様々であるため、県から得たリスク管理に必要な情報も周知・徹底し、不正の未然防止に努めている。

((独)日本貿易振興機構松江貿易情報センター)

組織全体で統一された内部統制の仕組みがあり、適切に取り組んでいる。

今後も引き続き適正さを確保していく。

(浜田港振興会)

不適正な会計事務を防止するため、事務局長による金庫の鍵の管理及び出納簿と預金通帳の照合、複数職員による収入支出調書の確認を行っている。

今後は、事務処理の見直しを行い、会計事務については、チェックリストを作成することとしている。

(島根県中小企業団体中央会)

不適正な情報管理や不適正な現金の出納・保管などの発生を未然に防ぐため、各種規程を整備し、内部協議を通じ情報共有を図っている。

現金の出納・保管については、会計規程を整備し、金庫の鍵の管理を更に徹底している。口座振込（IB送信）時における複数確認・承認制の実施など、会計事務処理に係る基本的手続きの徹底も行っている。また、会計事務を長年同じ者が担当するリスクを回避するため、会計担当者の交替を実施した。

今後は、業務上のリスクに対する回避策や対処法の不断の見直しを行い、適正な業務運営に努める。

(島根県信用保証協会)

内部統制の充実を図るため、平成23年度から業務監査室を設け、リスク管理、コンプライアンス推進を実施している。

情報管理については、個人情報管理規程や情報セキュリティ関連規程を整備し、個人情報の発信・送信が必要とされる際には複数名で確認するなど、漏えい・紛失等のリスクへの対策を行っている。

また、金庫の鍵や公印についても管理規程を定め、適正に管理している。

上記規程類に基づく対応については、毎年内部監査にて確認し、必要に応じて改善することとし



ている。

引き続き内部統制の充実を意識し、適正な業務運営に努める。

(島根県商工会連合会)

新任職員研修、商工会事務局長会議、商工会監事研修などで、コンプライアンスマニュアル等や内部統制についての集合研修を実施している。

規程の整備や、マニュアルなどの見直しも、適宜実施している。

商工会に対しては、商工会監査指導において内部統制の状況を確認するとともに、全国の不祥事発生事例等の情報を提供することで常に注意喚起を行っている。

また、課長補佐以上による週一回の運営会議において、情報共有を図っている。

(益田商工会議所)

通帳と印鑑を別々の者が管理し、預金の引き出しについては、払い出し調書の数字と払い出し伝票の数字を違う者でチェックしている。入金に対する領収書と入金調書の数字のチェックも行っている。

できることから取組みを行っており、問題点があれば、部課長会議や職員会議等で指摘や対応等を共有して事務処理を行っている。

(江津商工会議所)

江津商工会議所だけでなく、事務局を担当する団体のそれぞれの規約等に基づき監査を受け、特に監事の1名には金融機関支店長を選任し、現金の出納・保管について指摘を受け、改善を図ってきた。

庶務規程の中に「事務処理」「決裁」「会計」「公印」の規定を設け、公印管理簿による運営など、複数・お互い牽制の中での事務処理を行っている。

情報管理においては、個人情報保護方針、保護規程を整備し、ホームページでの公開や、セキュリティ対策を実施している。

違法行為や不正・ミスなどで不適正な事務処理が発生しないよう、日本商工会議所や島根県商工

会議所連合会が実施する研修会に職員を受講させ、内容を職員会議により共有している。

((公財)島根県建設技術センター)

これまでに、小口現金会計の廃止、インターネットバンキングでの処理段階に応じた権限の分散、チェックの精度と効率を向上させた会計システムへの更改など実施した。

今後も、業務上のリスクについて認識し、センター内での情報共有を図るとともに、その対処法を検討し、適正な業務運営に努める。

((公財)島根県暴力追放県民センター)

内部統制に関する諸規定(事務局規定、就業規定、会計事務規定、個人情報保護規定等)を整備し、決裁手続、文書管理、情報管理等の内部統制が機能する仕組みを構築している。

また、毎年度、理事会及び評議員会を定期に開催し、同センターからの事業概要、財務諸表等の報告がなされ、第三者によるチェック機能が発揮される仕組みが構築されており、本年度も既に実施されている。

### ③ 中小企業等の事業承継に対する支援の強化について

#### 【該当商工団体】

県内企業は、99.9%が中小企業・小規模企業(以下「中小企業等」という。)であるが、少子高齢化や人口減少に加え、経済社会生活圏の広域化や国際化等の急速な進行により、その経営環境は厳しさを増している。

このような中、平成27年12月に制定された「島根県中小企業・小規模企業振興条例」には、行政、中小企業等支援団体、金融機関、教育機関等の役割が明記され、様々な取組みが実施されているが、地元の中小企業等への就職率や定着率は依然として低迷し、事業継続に必要な人材確保が困難になっている。また、後継者がいないことなどによる企業の廃業のみならず、業種によっては、その業界自体の存続が危ぶまれる状況にある。

中小企業等支援団体(商工会、商工会議所、中小

### ③ 中小企業等の事業承継に対する支援の強化について

(島根県中小企業団体中央会)

商工会、商工会議所、産業振興財団などの支援機関の間で情報を共有し、課題を持つ企業に対し、同じベクトルで一つのチームとして伴走支援を行っている。

また、事業承継・人手不足といった課題解決をテーマに、中小企業組合の代表者が一堂に会する「組合代表者会議」において、中小企業支援を実施する関係機関にも現場の生の声を聴いてもらい、実態に合った支援策の実施や支援策の創設に繋げている。

(島根県商工会連合会)

各商工会が開催する区域内の関係機関による協議会(地域協議会)に積極的に参加し、事業承継に関する支援メニューを紹介するとともに、地元商

企業団体中央会、(公財)しまね産業振興財団等)は、それぞれ個別企業に対し経営支援をはじめ、事業計画策定支援など各種の支援を行ってきたところであるが、特に事業承継や後継者対策については、様々な要因によりなかなか進まない状況にある。

については、企業を直接支援している各支援団体が、行政や金融機関等との連携を強化するとともに、それぞれが有する情報の共有化による一元的な相談や各団体が持っている専門的なノウハウを活用した重層的な支援を行うなど「伴走型支援」の一層の充実を行い、効果的な事業承継対策に取り組まれない。

工会はもとより金融機関や行政(市町村)から支援の状況を把握するなど、双方向の情報を共有している。

なお、隠岐地区においては、平成30年度から県の事業承継推進員が配置され、案件の掘り起こしから事業承継計画作成・フォローまで、一貫した伴走型支援が可能となった。協会としても、推進員と情報の共有化を図り、連携して支援にあたっている。

各支援機関との協議会や担当者会を開催し、連携を密にしており、それぞれの機関が有する情報や専門的なノウハウを活用しながら、個社が抱える事業承継課題に対して重層的な支援を図っている。

#### (益田商工会議所)

益田市では、行政や産業振興財団、事業引継ぎ支援センター、金融会、信用保証協会、税理士会、商工団体などで構成する「益田市事業承継推進協議会」が、平成29年10月に設立された(事務局:益田市産業支援センター)。

この協議会の協力も得ながら、事業承継後の経営基盤の強化、経営持続化を図るためのセミナーを開催し、現経営者や後継者への動機づけ・意識啓発、後継者育成などを行う。

また、事業承継推進員や外部専門家、事業引継ぎ支援センターとも連携を図りながら、事業が承継できる経営体質への改善指導や事業承継に向けた計画の作成など、事業承継が具体的に進むよう個別企業支援にも積極的に取り組んでいく。

#### (江津商工会議所)

島根県の支援を受け、事業継続力強化アドバイザー派遣事業などにより、事業承継支援を行ってきたが、平成29年度には、県・市、支援団体、金融機関に呼びかけ、「江津市事業承継連絡会」を設立し、セミナーや相談業務を行った。

今後も親族内承継や従業員承継をはじめ、島根県事業引継ぎ支援センターと連携した第三者承継などに取り組み、伴走型支援に努める。

<p>① 団体の規程が県準拠となっている場合の県規程改正等の情報提供について</p> <p><b>【該当所管課】</b></p> <p>団体の給与規程、旅費規程、会計規則等の規程において、「県に準ずる」、あるいは「県の例による」としてしている団体が多くあった。これらの団体に対して、特に年度途中で改正された県規程の内容が速やかに伝えられていないなど規程改正等に関する情報提供が十分でない例が見受けられた。</p> <p>過去の監査においても、団体において必要な情報が円滑に提供されるようにとの意見を述べたところであるが、所管課の担当者の交代等に伴い、こうした取扱いの徹底が薄れてきていると考えられる。</p> <p>については、団体の適切な業務執行を確保する観点から、県の給与、旅費、会計事務等についての正しい処理方法や規程改正等に関する情報等、団体として必要な情報を円滑に提供されたい。</p>	<p>① 団体の規程が県準拠となっている場合の県規程改正等の情報提供について</p> <p>(環境生活総務課)</p> <p>団体が県規定の例によっている給与、旅費、会計等関係諸規定については、改正後速やかに情報提供しているが、今後も必要な情報を円滑に提供していく。</p> <p>(文化国際課)</p> <p>団体が県規程の例によっている給与手当関係諸規程については、改正後速やかに情報提供しているが、今後も必要な情報を円滑に提供していく。</p> <p>(林業課)</p> <p>県の規定改正の内容について周知するとともに、その実行について指導を行っている。</p> <p>(土木総務課)</p> <p>今後も必要に応じて情報提供していく。</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>県警本部と島根県暴力追放県民センターの間には、県庁LANシステムが構築されており、適時適切に円滑な情報伝達が図られている。</p>
<p><b>II 個別</b></p> <p>1 公立大学法人島根県立大学</p> <p style="text-align: right;">(所管課：総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 大学の地域連携と地域に貢献する人材の育成・輩出について</p> <p>県立大学は、県の高等教育の拠点として、大学の魅力・特色を発揮すると同時に、地域の将来を支える人材育成や産業の発展に貢献するなど地方創生にとって重要な役割を担っており、今後、地域課題解決のための研究の推進や地元企業等が求める人材の育成に取り組むことにより、地域に貢献する大学として県民の期待に応えていかなければならない。</p>	<p>① 大学の地域連携と地域に貢献する人材の育成・輩出について</p> <p>中期計画の検討にあたっては、本学が目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」と位置づけ、島根県や市町村、県内企業、教育機関等と連携しながら、地域課題の解決に向けた研究を推進し、その成果を地域や教育に還元する体制の整備を図る。</p> <p>また、国際的な視野を併せ持ち、地域課題の発見、解決など地域貢献に取り組む実践的な人材育成に向け、全学的な地域志向型教育の充実を図る。</p>

これまで県立大学は、大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指し、高い専門性と実践力を有する人材を県において育成するために「しまね地域マイスター」認定制度（県立大学）や「履修証明プログラム」（短期大学部）を開設するなど、県民や学生の地域活動を支援することにより、地域に開かれた大学として、一定の役割を果たしてきた。

現在、県では、第3期中期目標（H31～H36）の策定にあたり、有識者会議の提言を踏まえて、検討を進めているところであり、今後、県立大学では、この目標を達成するための中期計画を作成することとなる。

については、中期計画の作成にあたっては、県立大学が県民の期待に応じて安定的かつ持続的に地域に貢献する人材の育成・輩出ができるよう、県・市町村、地域の各機関や地元企業との連携を一層深め、具体的かつ実効性のある方策を盛り込むとともに、全学一体となってその計画の達成を着実に推進されたい。

## (2) 所管課

### 【意見】

#### ① 地域に貢献する大学運営（中期目標の策定）について

公立大学法人である県立大学の運営は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である県が定めた6年間の中期目標を踏まえ、計画的に取り組むこととされている。

現在、県では、第3期中期目標（H31～H36）の策定にあたり、各キャンパスにおける現状と課題、人材育成の方針、地域が求める県立大学のあり方等必要な事項について、有識者会議の提言を踏まえて、検討を進めているところである。

今回の監査では、浜田キャンパスの総合政策学部においては、国際関係、北東アジア、社会経済、地域政策の4つの履修プログラムを展開しているが、北東アジアプログラムは学習内容が就職に結びつきにくいことなどから、近年志望者が1割未満に留まっていること、大学院（北東アジア開発研究科）生の多くは外国人留学生が占めており、修了

#### ① 地域に貢献する大学運営（中期目標の策定）について

次期中期目標の策定にあたっては、平成29年度に6回にわたり、高等教育、産業界、高校等といった分野から有識者を招へいし、大学の目指す方向性、学部学科のあり方、入試制度改革等について提言をいただいた。

その提言を踏まえて、県では、大学の目指すべき姿を「地域貢献・教育重視型大学」とし、浜田キャンパスに地域系及び国際系の学部学科の設置、地域課題研究を進めるしまね地域共創研究センター（仮称）の設置、若者の県内定着促進のための入試制度改革といった内容を盛り込んだ中期目標（案骨子）を作成した。

また、大学運営については、時代のニーズを踏まえたPDCAサイクルによる組織・人員等の見直し、第三者機関による外部評価の分析や広聴活動を通じた組織・業務執行の改善・改革に取り組むように示

<p>後は帰国して就職する者が大半であること、また、地元からは地域系学部・学科の設置や地域に貢献する人材の育成を求める声強いことなどが確認された。</p> <p>については、県立大学は、高等教育の拠点として、地域から求められている地域研究や人材育成に取り組むことが重要であることから、中期目標の策定にあたっては、各研究分野における地域貢献等の状況、分析を十分に踏まえた学部・学科のあり方や、地域の声を積極的に大学運営に生かす仕組みづくりを検討されたい。</p>	<p>している。</p> <p>中期目標（案）が県議会で議決された後は、大学から中期計画が提出される。県による中期計画の認可に際しては、県が示した目標の達成に向けて、実効性のある取組が示されているかを十分精査する必要がある。</p>
<p><b>2 (公財)ふるさと島根定住財団</b> (所管課：しまね暮らし推進課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。</p> <p>こうした中、県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、U I ターン者数は増加してきている。しかしながら、全国的な地方創生の取組みによる地方への人の流れの奪い合いや都市部での景気の好転による人材の獲得競争が厳しくなっており、今後の本県の定住対策に財団の果たす役割はますます重要になっている。</p> <p>については、引き続き県内就職者やU I ターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりの推進を目指した定住対策に取り組まれない。</p> <p>(2) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進や県外からのU I ターンの促進等に取り組む、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根県総合発展計画（第3次実施計画）、まち・ひと・しごと創生島根</p>	<p>① 定住対策の促進について</p> <p>島根県の人口減少が進む中で、人材の県内定着と県外からの流入による人口の社会増スパイラルを生み出すことを目指し、県、市町村、関係機関との連携を深めるとともに、島根県の定住支援の総合窓口として、引き続き積極果敢に定住対策に取り組んでいく。</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>今後の定住対策の促進のためには、豊富な実績と経験を有する財団の役割が大変重要になると認識している。</p> <p>引き続き財団と連携を図りながら、現場実態に合った支援を実施していくとともに、そのために</p>

<p>県総合戦略の定住施策においても、人口定住は基本目標の1つに掲げられており、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割は一層重要となっている。</p> <p>ついては、財団に対する意見で述べたように、引き続き財団と連携し、定住対策の促進に取り組まれない。</p>	<p>必要な体制強化と人材育成にも取り組んでいく。</p>
<p><b>3 (公財) 島根県環境管理センター</b> (所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 処分場の更なる経営安定化について</p> <p>既存の第2期管理型処分場は、平成28年度において満杯となることから新たに第3期管理型処分場を整備し、その整備財源として長期借入金新規に発生している。また、既存処分場についても整備財源とした借入金の償還が続く一方で、浸出処理施設や管理施設等を維持・管理する必要があり、多大な経費を要する状況にある。</p> <p>このため、これまで据え置かれていた利用料金の見直しをするなど財源確保対策を図っているが、今後、リサイクルの進展に伴う廃棄物の減量化により、利用料収入は減少することが見込まれることから、中長期的な視点に立った更なる経営の安定化に努められたい。</p>	<p>① 処分場の更なる経営安定化について</p> <p>当施設は県内唯一の公共関与最終処分場として自立かつ安定した経営を行う必要があり、毎年度の予算編成・執行方針に基づき適切な経営に努めている。</p> <p>また、平成29年4月から料金改定を行い、第3期処分場建設工事に係る借入金の償還財源を確保し、安定的な運営の継続を図ることとした。</p> <p>さらに、平成29年度には、中長期的な資金需要に備え、資産取得や施設機能改善に充てるための基金を創設した。</p> <p>一方、搬入量は公共工事の増減や景気動向に影響を受けることから、今後も安定的な経営基盤を維持していくためにも、必要に応じ利用料金の見直しを行っていく。</p>
<p><b>4 島根県歯科技術専門学校</b> (所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 歯科衛生士養成に向けた取り組みについて</p> <p>歯科診療所では、特に県西部や隠岐地区において歯科衛生士が不足している状況にある。</p> <p>このような状況に対応するため、学校においては「県内西部・隠岐地区出身在学生支援制度」により支援を希望する該当地区出身学生への助成や地区歯科医師会と連携した高校訪問のほか、老朽化が進んだ実習設備の一部を更新し学習環境を整備</p>	<p>① 歯科衛生士養成に向けた取り組みについて</p> <p>「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、歯科衛生士をめぐる就業状況等を注視し、復職支援など人材確保に向けた対策を引き続き関係機関等と連携して取り組む。</p> <p>また、平成29年度から県内の高等学校と連携して歯科衛生士職業紹介事業を実施している。勤務歯科衛生士や専門学校の専任教員を派遣して職業</p>

<p>するなど、入学者の確保に努めてきた。</p> <p>今後は、高齢化の進展に伴い口腔ケアの需要も高まることから、人材を養成する学校に対して、更なる期待が寄せられている。</p> <p>については、高まる需要に対応するために、関係機関等との一層の連携や必要な環境整備を図り、歯科衛生士の養成に努められたい。</p> <p><b>(2) 所管課</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 歯科衛生士養成に向けた取組みに対する支援について</p> <p>今後、歯科衛生士に対する需要の高まりが予想されることから、引き続き人材確保に向けた取組みを行う必要がある。</p> <p>については、歯科衛生士をめぐる動向を注視し、適切な人材確保が図られるよう、県内で唯一歯科衛生士を養成している学校への支援のあり方について検討されたい。</p>	<p>人講話を行うなど、専門職としての認知度の向上を図り、入学生の確保に努める。</p> <p>① 歯科衛生士養成に向けた取組みに対する支援について</p> <p>県が参画する「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、歯科衛生士をめぐる就業状況等を注視し、引き続き同校と連携し、復職支援など人材確保に向けた対策に取り組む。</p>
<p><b>5 (一社)しまね縁結びサポートセンター</b> (所管課：子ども・子育て支援課)</p> <p><b>(1) 団体</b></p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① しまね縁結びサポートセンターの運営について</p> <p>平成19年度からスタートした縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー(通称はびこ)」制度を核にして、平成27年度に設立された「しまね縁結びボランティア協議会」の公的な結婚支援対策を引き継ぐ組織として新たに設立されたセンターであり、「はびこ」との連携が不可欠となっている。</p> <p>また、法人移行後の年数も僅かなことから、県からの職員派遣を受けて事業運営に当たるとともに、会計事務については、民間会計事務所の会計指導を受けながら、専ら一人の職員で処理している。</p> <p>については、センターの事業運営の円滑化に向けた「はびこ」や関係団体等との連携及び会計処理等の事務の適正化に向けた体制整備に努められたい。</p>	<p>① しまね縁結びサポートセンターの運営について</p> <p>「はびこ」との連携については、定例の会議や、地区別及び階層別研修等を行い、常に意思疎通を図っている。</p> <p>また、市町村や各種団体とも広報やイベント開催の面で連携し取り組んでいる。</p> <p>今後も「はびこ」や関係団体等との連携強化に努める。</p> <p>会計事務については、担当は1人であるが実際は複数でのチェックをしている。支出についても、月々の残高証明書により残高の照合を行っている。</p> <p>また、様式を変更(担当者及び確認者のチェック欄の追加等)するなど、適正に事務処理が行えるよう努めている。</p> <p>今後も絶えず所要の見直しを行っていく。</p>



(2) 所管課

【意見】

① しまね縁結びサポートセンターの運営支援について

平成28年度は、センターが一般社団法人へ移行して初年度となることから、県職員1名を団体へ派遣しその支援を行ってきたが、より効率的・効果的な業務執行に努め、成婚者数の増加につなげるために、平成29年度には県からの派遣を1名増員するなど、立ち上がり支援としての体制強化を図ってきた。

独身男女の結婚したいという希望をかなえるためには、行政やボランティア、コミュニティ（自治会等）、企業などが一体となって啓発や出会いの場の創出、相談・マッチング等の幅広い取組みを進める必要がある、これらの取組みを円滑に進めるためには、センターの果たす役割がますます重要になってくる。

については、センターが実施する事業の成果等を検証しながら、中長期的な視点に立った支援のあり方について検討されたい。

① しまね縁結びサポートセンターの運営支援について

平成27年度の開設以降、「はぴこ」活動の活発化、縁結びイベントの開催、縁結びサポート企業の募集などでセンターの機能が発揮され、登録者の平成29年度成婚者数が初めて100人を超えるなど、確実に事業の成果が表れ始めている。

現場であるセンターの意見をよく聞いて、今後の事業の効果も見極めながら、結婚を希望する独身者の願いが叶うよう取り組む。

6 (公財)しまね農業振興公社

(所管課：農業経営課・農地整備課)

(1) 団体

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応について

都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や法人）に貸し出す仲介役を担わせる制度として、平成26年度に創設された農地中間管理事業については、当公社が「農地中間管理機構」として島根県から指定を受けて事業を実施している。

国から割り当てられた集積目標面積の達成を目指して、今後は、県、市町村、農業委員会、農地利用集積円滑化団体等との連携を一層強化し、外部委託の推進や現場ニーズを踏まえた現地駐在員の配置により、事業を推進していく必要がある。

については、円滑な業務の実施に向けて体制の充実や外部委託等について検討され、適切な対応に

① 農地中間管理事業への適切な対応について

農地中間管理事業の推進については、平成27年度以降、現地推進員を中心に、市町村、農業委員会、円滑化団体と連携を図りながら進めてきた。

現地推進員については、平成29年度は県内10地区10名配置していたが、より地域に密着した推進を図るため、平成30年度、松江・隠岐地区を分け、各々1名体制（計11名）とし、農業委員、最適化推進委員との情報共有に努め、事業推進を図っていくこととした。

なお、貸借のデータ管理事務が毎年増加しており、管理システムの導入や職員の配置を検討することとしている。

農地中間管理事業については、市町村、円滑化団体等へ委託して実施しているが、平成30年度創設さ

努められたい。

## ② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

中海干拓農地の売渡し等に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業の見直し（取得前提制度及び一時貸付制度を廃止し長期貸付制度に変更、貸付面積要件も3区画（90a）から1区画に緩和）や農地等取得支援事業の活用により、認定農業者、農地所有適格法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業などに対する働きかけを進めてきた。

こうした促進策により、干拓農地全体面積331.1haのうち、平成28年度末の売渡し面積は290.6ha（87.8%）、長期貸付面積は28.2ha（8.5%）となり、未利用地（公社管理農地）の解消も図られつつあるが、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関と連携し新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行い干拓農地の売渡しに努められたい。

また、公社管理農地の減少は、土地改良賦課金や草刈り等の維持管理経費の縮減につながるため、干拓農地の有効利用にも取り組まれたい。

## (2) 所管課

### 【意見】

#### ① 農地中間管理事業への適切な対応について

会社に対する意見で述べたように、農地中間管理事業の業務が円滑に実施されるよう、会社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

#### ② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

長期貸付を拡大することは、農業振興や県の財

れた農地中間管理機構関連農地整備事業に係る借入業務については、所有者数が多くなることから、この事務の複雑化を解消するため、島根県土地改良事業団体連合会へ委託することとした。

さらに、膨大な数の事務処理でのミスを防ぐため、当該書類の流れがわかる仕訳ボックスを用意して、事務処理を見える化し、関係職員間で事務の流れをチェックできる体制を構築した。

## ② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

今後とも中海干拓農地の早期完売に向け、関係機関と連携し、東京、大阪等で実施されている新規就農相談会での情報提供のほか、平成28年度から実施している現地相談会により、農業参入を目指す企業へも干拓農地と各種支援制度のPRを積極的に行う。

また、中海干拓農地が有効活用できるよう、当社が行っている農地中間管理事業と連携し、認定農業者はもとより県内外の農地所有適格法人以外の法人も対象となる入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化していく。

#### ① 農地中間管理事業への適切な対応について

平成27年度から、会社において圏域ごとに推進員を配置し業務の円滑化にあたっている。

今後も引き続き会社とは連携を密に行い、状況把握に努め、適切に対応していく。

#### ② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

国営事業完了地区対策推進事業（県単）により、

<p>政負担の軽減につながるものの、未売却農地として残ることになるため、公社と一体となって更なる売渡しの促進に努められたい。</p>	<p>公社が実施する干拓農地の売渡し促進に関する活動（現地相談会、各種支援制度のPRなど）を支援している。</p> <p>今後、新規就農者の参入や既存入植者の規模拡大が図られ、干拓農地の売渡しが促進されるよう、この事業を活用しながら公社と一体となって取り組む。</p>
<p><b>7 (公社) 島根県野菜価格安定基金協会</b> (所管課：農産園芸課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 収入保険制度の導入に向けた対応について</p> <p>国においては、新たな所得補填制度として、平成31年から「収入保険制度」を導入することとしている。</p> <p>一方、県の実施する野菜経営安定支援事業は、国の価格安定制度の補完施策としての位置付けも大きいことから、国の動向を踏まえた支援を行う必要がある。</p> <p>については、新たに始まる保険制度について、引き続きJA・県野菜価格安定基金協会・農業共済組合等とともに情報収集・共有に努め、これらの情報を踏まえながら、野菜経営安定支援事業としての対応を検討されたい。</p>	<p>① 収入保険制度の導入に向けた対応について</p> <p>国価格安定制度が収入保険との同時利用を認めないとしたことを受け、関係機関と協議した結果、県野菜経営安定支援事業についても収入保険との同時利用を認めない方向で見直しを行っていく。</p>
<p><b>8 (公社) 島根県林業公社</b> (所管課：林業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し(第5次経営計画の策定)について</p> <p>公社では、主伐の開始を主とする「第4次経営計画」を平成26年3月に策定し、平成29年度における収支不足を160億円に圧縮することを目指して、経営改善策に取り組むこととした。</p> <p>しかし、平成26年度から平成28年度の3年間における達成率は、主伐に当たって収益が確保できないことや路網等の条件が合わないことなどにより、事業体からの企画提案が少なかったことから、</p>	<p>① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し(第5次経営計画の策定)について</p> <p>第5次経営計画の策定については、通常の見直しサイクルを1年前倒し、平成29年度から県庁林業職員の協力を得てワーキングチームを設置し、これまでの実績をPDCAサイクルにより分析・評価を行い、現地検討や業務改善に取り組んだ。</p> <p>また、ワーキングチーム会議の分科会として、経営改善項目を森林整備・経営改善対策、生産流通・販売戦力、経営・財務等に分類し、4次計画の評価・</p>

搬出間伐事業収益で63～71%、主伐（収穫）事業収益で24～56%と大きくかい離している状況にある。

については、県から大きな財政的援助を受けている公社においては、この厳しい現状を重く受け止め、第5次経営計画の策定に向けて、現計画の評価・分析を十分に行うなど、収益確保策の強化に向けた検討を進められたい。

## (2) 所管課

### 【意見】

#### ① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）について

県産材の利用促進や路網整備及び伐採経費等の軽減による収益確保などの林業施策の推進に引き続き取り組むとともに、第4次経営計画の実施状況の検証を十分に行い、木材価格が長期低迷している状況を十分に踏まえた上で、公社と一体となって現経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）に取り組まれたい。

また、公社の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国における森林環境税（仮称）導入の動向を注視するとともに、分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。

分析を踏まえ、5次計画における収益改善策の検討を行ってきた。

これにより、この度平成30年5月に林業公社から島根県に第5次経営計画（案）を提出したところであり、今後、島根県において有識者による検討委員会が設置され、林業公社の経営計画が検討される予定である。

#### ① 第4次島根県林業公社経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）について

県では循環型林業の推進に向け、林業事業体の経営体質強化や林道等の基盤整備、高品質・高付加価値の木材製品の販路拡大などに対する支援を行っており、今後も取組みを継続していく。

なお、第5次経営計画の策定については、平成29年度から、ワーキングチーム会議を通じて、第4次経営計画の実績を分析・評価し、収益改善策の検討を行ってきた。今後、有識者による検討委員会での提言を参考に、林業公社から提出された第5次経営計画（案）に対する県の意見を回答する予定である。

また、国への働きかけについては、毎年度県の重点要望をはじめとし、全国組織である森林県連合や森林整備法人全国協議会による政策提言活動を行っている。今後も安定した公社事業運営のための財政支援の拡充等について他の都道府県等と連携して働きかけを行っていく。

## 9 浜田港振興会

（所管課：しまねブランド推進課）

### (1) 団体

#### 【意見】

#### ① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

浜田港は、平成28年8月に国際定期コンテナ船の大型化への対応としての岸壁の増深工事が完了し、現在では、平成29年度末の開通に向けた山陰道の浜田三隅道路に直結する臨港道路の整備や平成30年12月の完成を目指したガントリークレーンの

#### ① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

県、浜田市、港湾事業者及び関係団体と連携し、県内外の企業へのポートセールスやヒアリングを実施して、集貨や創貨、情報収集に取り組んだ。

また、クルーズ船の受入態勢を強化し、寄港に対応するため、浜田市や周辺市町、県や関係機関がメ

建設が進められるなど、港湾整備事業が促進されつつある。

また、平成29年11月に改訂された「浜田港港湾計画」には、大型貨物船や世界最大級の客船が接岸できるように岸壁や防波堤の整備、臨港道路の延長などが盛り込まれており、早期整備に期待が寄せられている。

振興会においては、浜田港利用促進のために、コンテナ航路利用促進助成等による積極的なポートセールス活動を展開するとともに、クルーズ客船誘致に向けた取組みも進めている。

ついでには、今後も関係機関等との連携を密にして、港湾等整備に併せたポートセールス活動やクルーズ客船誘致促進に向けた客船寄港時の受入体制の強化に努め、浜田港の利用促進を図りたい。

## (2) 所管課

### 【意見】

#### ① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

振興会に対する意見で述べたように、浜田港の利用促進を図るために、今後も浜田港振興会、市、関係機関、民間団体との連携を密にして、ポートセールス活動等の強化に努められたい。

ンバーとなり、浜田港圏域の関係者が一緒になってクルーズ旅客の受入れを実務的に検討した。

#### ① 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

石見全域及び出雲市、広島県や山口県の市町など浜田港周辺地域の行政や経済団体等が参画する「浜田港拠点化形成研究会」とも連携し、浜田港振興会が行うポートセールス活動等を浜田市とともに支援していく。